**品川区立五反田産業文化施設 指定管理者候補者の公募について**

区民委員会資料

令和４年１２月２３日

地域振興部商業・ものづくり課

**１．趣旨**

　　令和６年５月１日供用開始予定の品川区立五反田産業文化施設について

　は、収支および利用者サービスの観点から指定管理者制度を運営手法として

　採用する。ついては、令和６年５月１日からの指定管理者候補者を公募す

　る。

**２．指定管理者が管理を行う施設**

（１）名　称　　品川区立五反田産業文化施設

　（２）所在地　　品川区西五反田８－４－１３（旧ゆうぽうと跡地）

**３．指定管理者が行う主な業務**

　（１）施設の運営に関すること

　（２）施設等の使用の承認、取消、停止および条件の変更に関すること

　（３）利用料金の徴収に関すること

　（４）施設の維持および修繕に関すること

　（５）上記に挙げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務

**４．指定期間**

　　令和６年５月１日から令和１１年３月３１日まで（４年１１か月）

**５．指定管理者候補者の選定**

　（１）選定方法

　　　品川区簡易型プロポーザル方式（公募型）

　（２）選定委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、「品川区立五反田産業文化施設指定管理者

　　候補者選定委員会」を設置する。

　（３）選定基準

　　　候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　　①品川区立五反田産業文化施設の設置目的を理解していること

　　　②使用者サービスの向上が図られていること

　　　③少ない経費で高い効果が得られるよう工夫していること

　　　④安定した運営が見込めること

　　　⑤地元住民の満足度向上につながること

　　　⑥提案する事業内容等に妥当性、実現性があること

　　　⑦「にぎわいのあるまちづくり創出」に対し、熱意をもって取り組む姿

　　　　勢があること。

**６.今後の予定**

　令和５年１月　　募集要項の配布

　　　　　２月　　指定管理者候補者選定予備委員会開催

　　　　　３月　　指定管理者候補者選定委員会開催

　　　　　７月　　指定管理者指定の議決

　令和６年４月　　指定管理者業務の協定締結

　　　　　５月　　指定管理者業務開始